

議案第15号 小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、地方公務員法の一部改正が行われるため、条例において引用する規定を改正するもの。

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の3第1項の<u>条例</u>で定める期間は、<u>5年</u>とする。</p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、<u>55歳</u>（<u>小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号)第3条</u>ただし書に規定する職員にあっては、<u>58歳</u>）とする。</p>	改正